

## 船橋市暴力団排除条例

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

### (基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体の連携及び協力により推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、千葉県その他の関係機関及び関係団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、千葉県又は千葉県船橋警察署若しくは千葉県船橋東警察署(以下「管轄署」という。)に対し、当該情報を提供するものとする。

### (市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、相互の連携及び協力を図りつつ、自主的な暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業活動に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者（以下「市民等」という。）は、基本理念にのっとり、暴力団員等による不当な要求があった場合には、市又は管轄署に対する相談その他の当該不当な要求を排除するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は管轄署に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（運用上の注意）

第6条 この条例の運用に当たっては、市民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（市の事務等からの暴力団の排除）

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下「市の事務等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団密接関係者」という。）を市の事務等から排除するため、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるために必要な事項について、千葉県警察本部長に意見を聴くことができる。

3 市は、市の事務等に関して、その契約の相手方に対し、当該市の事務等により暴力団を利することとならないよう、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（市民等に対する支援）

第8条 市は、管轄署との連携を図り、市民等が基本理念にのっとり暴力団の排除に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、千葉県警察本部長が暴力団の排除に関わったことにより暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対して講ずる保護の措置について、必要な協力を行い、市民等の安全の確保に配慮するものとする。

（広報及び啓発）

第9条 市は、管轄署との連携を図り、暴力団の排除についての市民等の関心及び理解を

深めるため、暴力団の排除に関する広報及び啓発を行うものとする。

(児童及び生徒の健全な育成を図るための措置)

第10条 市は、市が設置する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、児童及び生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、千葉県との連携を図るものとする。

(利益の供与の禁止)

第11条 市民等は、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したこと  
の対償として、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与（金品その他  
の財産上の利益の供与をいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 市民等は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は暴力団の運営に協力する目的  
で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与をしてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(船橋市都市公園条例の一部改正)

2 船橋市都市公園条例(昭和39年船橋市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当するときは、使用又は  
利用を許可しない。

(1) 公衆の公園の使用又は利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2  
条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益となるとき。

第7条第2項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団の利益となるとき。

(3) その他管理上支障があると認めるとき。

第7条に次の1項を加える。

3 市長は、有料公園施設の使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前項各号のいずれかに該当したとき。

第14条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団の利益となるとき。

第15条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第15条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第14条第2号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう市長に求めることができる。

2 市長は、必要があると認めるとき又は前項の規定による求めがあったときは、第3条第2項第2号若しくは第7条第2項第2号又は第14条第2号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市公民館条例の一部改正)

3 船橋市公民館条例（昭和49年船橋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第5条第4号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条各号のいずれかに該当したとき。

第15条を第16条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条中「若しくは第2号」を「、第2号若しくは第4号」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、第4条第5号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市青少年キャンプ場条例の一部改正)

- 4 船橋市青少年キャンプ場条例（昭和51年船橋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第5条中「とき」の次に「又は前条各号のいずれかに該当したとき」を加える。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、第4条第4号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市文化芸術ホール条例の一部改正)

- 5 船橋市文化芸術ホール条例（昭和53年船橋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「前3号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第14条を第15条とし、第6条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、第4条第4号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市青少年会館条例の一部改正)

- 6 船橋市青少年会館条例（昭和55年船橋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「前3号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第14条を第15条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第8条 教育委員会は、必要があると認めるときは、第6条第4号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市少年自然の家条例の一部改正)

7 船橋市少年自然の家条例(昭和56年船橋市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第14条を第15条とし、第7条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第7条 教育委員会は、必要があると認めるときは、第5条第4号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市視聴覚センター条例の一部改正)

8 船橋市視聴覚センター条例(昭和62年船橋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第5条第4号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条各号のいずれかに該当したとき。

第12条を第13条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、第4条第5号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市武道センター条例の一部改正)

9 船橋市武道センター条例(昭和62年船橋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第13条」を「第14条」に改める。

第11条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第12条中「取り消す」を「取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止する」に改める。

第21条を第22条とし、第13条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう教育委員会に求めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市勤労市民センター条例の一部改正)

10 船橋市勤労市民センター条例(平成元年船橋市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第13条」を「第14条」に改める。

第11条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第12条中「取り消す」を「取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止する」に改める。

第21条を第22条とし、第13条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう市長に求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市民ギャラリー条例の一部改正)

11 船橋市民ギャラリー条例(平成4年船橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第13条」を「第14条」に改める。

第11条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第12条中「取り消す」を「取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止する」に改める。

第20条を第21条とし、第13条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう教育委員会に求めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市茶華道センター条例の一部改正)

12 船橋市茶華道センター条例(平成4年船橋市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第13条」を「第14条」に改める。

第11条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第12条中「取り消す」を「取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止する」に改める。

第20条を第21条とし、第13条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第12条



の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう教育委員会に求めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市総合体育館条例の一部改正)

13 船橋市総合体育館条例(平成5年船橋市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第13条」を「第14条」に改める。

第11条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第21条を第22条とし、第13条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう教育委員会に求めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市男女共同参画センター条例の一部改正)

14 船橋市男女共同参画センター条例(平成6年船橋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前3号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第6条に次の1号を加える。

(5) 前条各号のいずれかに該当したとき。

第13条を第14条とし、第7条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次

に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第4号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市市民センター条例の一部改正)

15 船橋市市民センター条例(平成10年船橋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「前3号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第4条に次の1号を加える。

(5) 前条各号のいずれかに該当したとき。

第11条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、第3条第4号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(船橋市レクリエーション施設条例の一部改正)

16 船橋市レクリエーション施設条例(平成17年船橋市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第12条」を「第13条」に改める。

第10条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

第11条中「取り消す」を「取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止する」に改める。

第20条を第21条とし、第12条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第12条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第10条第4号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう市長に求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第10条第4号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。